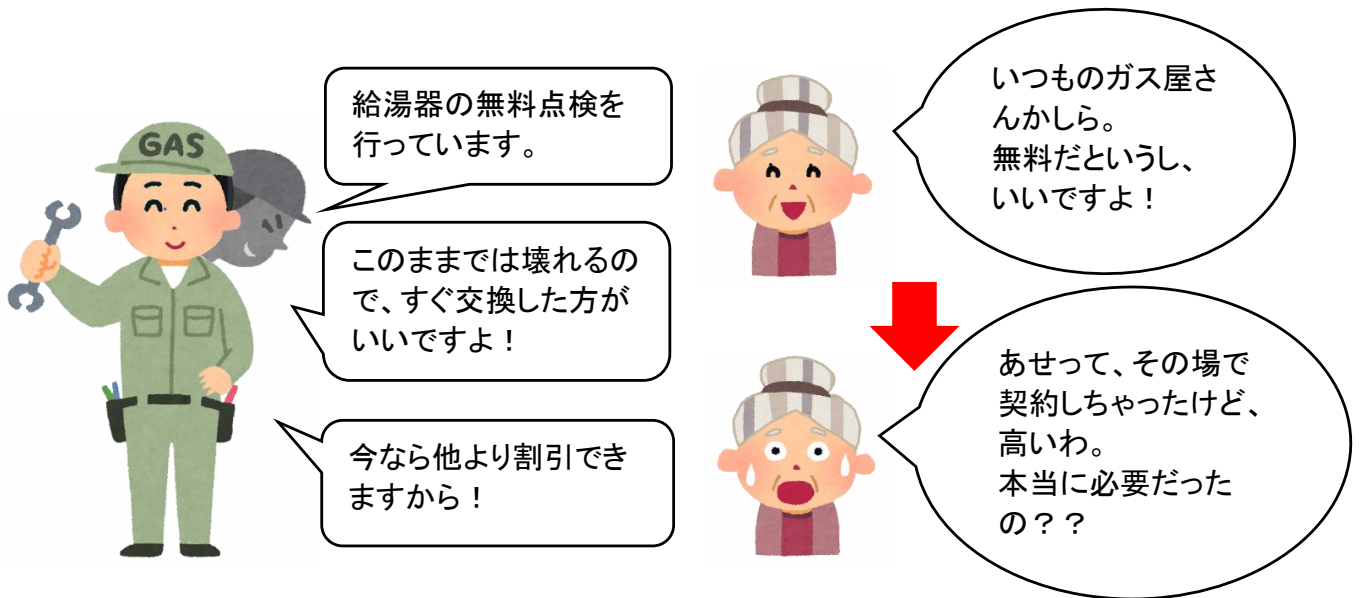


点検商法のトラブルが増えています。ご注意ください。



【相談事例】

数日前、急に業者から電話があり「給湯器の無料点検を行っている。いつなら在宅か」と言われた。てっきり、いつもお願いしているガス会社が点検に来るものだと思い、翌日なら在宅していると答えた。訪問してきた業者はいつものガス会社ではなく、給湯器を見て、「このままだと壊れてしまうし、危ない。修理するにはもう部品がない機種なので、すぐに交換した方がよい」と言われた。「近くで別の工事をしているついでにできるので、今日契約するなら他より安くできる」と言われ、その場で契約してしまった。冷静になって考えると、代金は50万円と高額だし、交換が必要だったのかも疑問だ。解約したい。

【解決へのアドバイス】

- ・電話や訪問で、これまでつながりもないのに、急に点検を持ち掛ける業者には注意し、安易に点検をさせないようにしましょう。
- ・点検を断る連絡ができず、訪問された場合には、ドアを開けずに、インターフォン越しに断りましょう。
- ・点検を受けた場合でも、その場で契約することは絶対に避け、十分に比較検討しましょう。
- ・クーリングオフ(強制的な解約)等ができる場合があります。
- ・万一、契約してしまった場合でも、不安や迷いがあれば、すぐに下記消費生活窓口にご相談ください。

みやき町消費生活相談窓口

お電話もしくはご来所でのご相談が可能です。

☎0942-96-5545

(毎週月・水曜)

みやき町三根庁舎1階 総合窓口横相談室

月曜水曜以外でも近隣窓口で相談できます！

受付時間9:00~12:00 13:00~15:00

曜日	場所	問い合わせ
月	みやき町(三根庁舎)	0942-96-5545
火	神崎市(本庁)	0952-37-0107
	上峰町(第2・第4)	0952-52-2181
水	みやき町(三根庁舎)	0942-96-5545
木	吉野ヶ里町(東脊振庁舎)	0952-37-0350
金	神崎市(本庁)	0952-37-0107
毎日	佐賀県消費生活センター (アバンセ内) 受付9:00~17:00	0952-24-0999